

第七号書式（第二十二條関係）

名 称	
登 録	一級 二級 建築士事務所 木造 三重県 知事登録第〇-〇〇〇〇号
開 設 者	氏 名 （法人の場合は、法人名称・役職・氏名）
管 理 建 築 士	一級 二級 建築士 氏 名 木造
登録の有効期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

25cm
以上

40cm 以上